

## 論文審査の要旨及び担当者

### 論文題名

近世・近代の山林と地域社会の研究 ― 陸奥国津軽郡弘前藩領を事例に ―

### 論文審査の要旨

戦後の日本近世史研究において、領主と領民の対抗関係、ないしは支配と被支配の関係を解明しようとする問題視角は、幅広く共有されてきた。山林をめぐる問題でも、領主が木材を伐り出し江戸・大阪や城下町の商人に販売することで財源とした研究成果などが蓄積されてきた。木材伐り出しによって山が荒れ、洪水をもたらして農民の耕作に被害を及ぼすといった利害関係や、農業に欠かせない肥料となる山林での農民の採草が領主によって留められるなどの事例を、対抗的に描く研究が残されてきた。

しかしながら、近年の大自然災害を経験する中で、「環境史」の観点を導入し、領主が単に山林資源を収奪するという面だけではなく、資金保全に果たした側面をも照射する研究視点がもたれるようになってきた。同様に、領民側も対抗的に領主と対峙するだけではなく、山林資源の保護・管理・育成に寄与してきた姿を描く研究も取り組まれ出した。

本論文は、山林地域が現在も広範に広がる青森県をフィールドに、近世の弘前藩における山林に対する領主側の政策と、地域全体が山林との関係をどのように作ってきたのか、「環境史」という従来にない枠組みから分析したものである。また、明治以降の青森県や明治政府との関係も対象にするもので、弘前市立弘前図書館や国文学研究資料館所蔵の弘前藩史料や国立公文書館つくば分館所蔵の森林関係史料など、第一次史料を博搜した独創性の高い、実証的な研究であり、信頼度の高い注目すべき研究となった。

本論文は、序章に始まり、第一部の第一章~第三章と第二部の第四章~第六章に、最後に終章が置かれる構成である。以下に、各章の要旨を述べていく。

序章では、まず「近世・近代における自然資源をめぐる研究動向と課題」の節を設けて、「環境史」研究が1990年代以降見られ始め、領主も単に収奪するのみならず山林・漁場の保護によって「資源保全」に寄与するとの研究視点が導入されたと指摘し、大枠となる歴史研究の方法論を確認する。その上で、陸奥国弘前藩を事例に、山林が地域にとってどのような存在であったのかを検討し、先行研究の整理を行う。戦前から1960年代までは、山林の利用・管理をめぐる林野制度の研究に終始する。1960年代からは山林資源の利用を対象にした林業史研究が主流になり、弘前藩のような領主層が生産・流通を主導する領主

的林業と、百姓たちが生産・流通を主導する秩父の西川材などの農民的林業を対比的に描く研究がなされた。さらに 1980 年代には、農村に対する山村の歴史を描く研究がなされ、2000 年代に入ると、領主が山林資源を保護育成してきた政策を描き出す研究が見られ出す。このように先行研究を整理した上で、これまでは領民の動向に関する検討が十分ではなく、農民たちが山林資源の保護育成とどのように関わってきたのか、これを中心的な視点に据えて本論文を展開すると、課題を設定する。

第一部「弘前藩林政の展開と藩領民の山林利用」では、時系列に沿って弘前藩政の林業政策の特徴を捉える。まず第一章「弘前藩における山林制度の整備と林政改革——十七世紀から十九世紀前半までを中心に——」は本論文全体の総論としての位置を占める。山林が領内の約 62%を占める弘前藩では、四代藩主津軽信政（治世 1656~1710）によって山林制度が整備された。津軽信政は山鹿素行の門人で、陰陽五行説から木の重要性を認識していたことから、山林制度や山林行政の役職を整備した。「留山」（領民の立ち入り禁止）にして主にヒバを伐り出し、大都市や城下町に建築材として移出し、藩財政を潤した。しかし資源はやがて枯渇し、宝暦期（1751~62）になると山林行政を改編し山役人を解雇し、麓の村に管理させる方式に改めたが、うまくいかず盗伐が横行した。その後も盗伐が続いた状況を目にした代官武内長左衛門は、意見書を提出して山役人の不正を指摘したが、郡奉行から大目付に届けられたものの、その意見上申は家老止まりとなり、政策実現には至らなかった。天明飢饉が天明 2（1782）年より起こると、弘前藩は山林を開放し「御救山」としたため、領民の木材伐り出しが進み、山林は荒廃した。その後八代藩主津軽信明は寛政 3（1791）年に藩政改革を行い、その一環として山林行政については新規に山奉行を二名置き、郡奉行や勘定奉行と同格として権限を持たせ、山林行政の重要性を示した。以後、山林の維持管理と植林育成を村々と共同で推進した。また、郡奉行の下では、漆の植林事業を展開し「御国益」を目指した。

第二章「弘前藩領における「御救山」再考——天保飢饉時の山林利用を中心に——」は、第一章に引き続く天保期の弘前藩山林行政を叙述する。天保の飢饉に際し、領民に「御救山」として山林利用を認めたものの、将来の持続的な使用のためには、枯渇させないように山林資源の利用制限を設ける必要があった。この山方の統制に対し、藩士や町人が救荒のために山林に入ろうとして対立した。飢饉時であろうとも将来に持続させるために、山林資源確保のための現実的な統制策を、山奉行が行っていたことを指摘する。

第三章「ヒバをめぐる幕末弘前藩の山方と弘前城下の檜物師・曲師たち」では、山林需要の中でも特に有用なヒバ材について、それまで城下町において木工品（飯櫃・柄杓など）生産で生計を立てていた檜物師や曲師は、ヒバの伐採統制によって原料が入らなくなり、ヒバ材使用を要求する。これに対し山方は伐り出しを禁じたため、両者の関係は対立した。藩の統制は強く、そのため幕末期には隣領の秋田藩などから檜物が流入するほどであった。藩によるヒバを始めとする山林保護の政策が、明治期にも山林資源を豊富に残すことにつながった点を、萱場氏は指摘する。

第二部「近世から近代へ継承される山林とそれをめぐる領民たちの動向」では、時系列に捉えた第一部を前提にして、各論的に興味深い素材を分析・検討する。まず第四章「弘前藩領における百姓一揆、騒動と義民——文化期の山をめぐる争いを中心に——」から始まる。この章では、山林をめぐる二つの争論を取り上げ分析する。弘前藩領では文化期に、百姓による徒党・強訴が多発した。文化 10（1813）年 9 月の強訴は最大規模で頭取（リーダー）の民次郎は斬罪に処され、後に「義民民次郎」と顕彰される。従来この「民次郎一揆」は蝦夷地警備に関わる負担の増加を背景に起こされたとの解釈に絞られてきた感があるのに対し、萱場氏はそれ以前から多発していた山林をめぐる問題から発生していたことに着目する。具体的には、百姓たちが生活を営む上で必要な肥料の刈り取りの権限を「百姓一統」で要求し、山林使用权を勝ち取ったことから、義民伝承を通して継承されたものと解釈する。また、もう一例の文化 8 年の事件は、柴草を刈り取るための要求を役人にしたが拒まれ、原田村伝兵衛が廻文を作成し、7~8000 人が弘前城下へ実力行使に向かい、その途中で引き返したものの、その威力は十分で農民の要求が実現した。原田村伝兵衛は昭和 57 年に義民として顕彰碑が設立される。明治以降、柴草刈り取りの山は官林とはならず、農民の利用権が保証され続けており、伝兵衛の尽力として義民顕彰されたものであった。

第五章「弘前藩領における水源涵養林「田山」の利用と実態」では、水源涵養を目的として領民の自費植栽によって成立した山林である「田山」の実態を明らかにする。東北森林管理局青森分局の廃止（2004 年）に伴い、所蔵アーカイブズが廃棄されそうになったのを防ぎ、国立公文書館つくば分館に移管された森林関係文書の中の、弘前藩領の「田山」の実態を示す史料から分析したもので、元禄 16（1703）年に 19 か所が確認され、幕末には 151 か所に増加したことが判る。積極的な新田開発にともない合わせて「田山」を作っていたもので、これは農民の水田耕作地の安定のためであり、領主側にも望まれた。「田山」の材木伐り出しは、用水堰普請の用材のためには許されたが、商品販売は認められなかった。明治以降、青森県内において官林解放運動が大々的に展開するが、「田山」のように村々の者たちによって保護育成されてきたことが農民側の主張の裏付となった。明治 8 年に青森県側も内務省に伺いを立て、「田山」をこれまで通り村々の管理に任せることを確認している。後に「田山」は保安林となる。

第六章「津軽地方の「屏風山」と野呂武左衛門」は、青森県の日本海側の十三湖を北限に南北約 30 キロの長さで東西 3~5 キロの幅を持つ防風・防砂林である「屏風山」に関する研究である。天和 3（1683）年から野呂家三代目当主が植林を始めて以来、五代目まで 70 年間に松や杉など 90 万本余りの植林をおこなった。維持管理は麓の村々が担ったが、天明期や天保期の飢饉において盗伐が行われ、荒廃に及んだ。幕末の野呂家 9 代目当主武左衛門は文久 3（1863）年に松など 21 万本の植林を、翌年に 12 万本、翌々年にも 5 万本余りの植林を行なって「屏風山」の復興に尽くし、弘前藩はこれを評価した。明治期になると青森県に対して、野呂武左衛門は「屏風山」は「万民耕作救助之名産」であるとして、

これを保護しなければ、「屏風山」の東側の岩木川周辺の水田は風と砂によって被害を受けるとして、あくまで私有地にすることなく保護すべきことを訴えた。当時青森県では、官林解放運動が展開する中で、私有化に逆行する主張を見せたのは、地域保護のために環境を守ろうとするもので、官民対立とは次元の異なる主張であった。萱場氏が「武左衛門は、山林の解放のみが地域に益をもたらすものではないと考え、その土地に適合した山林の役割を踏まえて活動していたことは明らかであった。」と評価するのは妥当なものであろう。

終章では、それまでのまとめをした後、残された課題のいくつかを指摘する。とくに、山林行政を担った山方吟味役・山方締役は現場と接しながら、政策を上司である山奉行や用人・家老に上申し政策決定したはずだが、その過程における各人の考え方などを十分に分析できなかったことを指摘し、今後の課題とする。

以上の内容を持つ萱場氏の学位請求論文に対し、審査委員からは、従来の近世史研究とは異なる視角となる「環境史」そのものの、研究目的や方法論を、この先なお錬磨する余地があるとの意見や、文章表現上の質問が出された。しかし、全体としてはよく体系化されたまとまりをもつことや、独創性のある着眼点を有し、それを実証するための幅広い史料解釈の信頼性の高さから、本論文が学会に与える意義の大きさを認め、審査員一同は博士（史学）の学位を授与するにふさわしいと確認した。

論文審査主査	高埜 利彦	教授
	千葉 功	教授
	家永 遵嗣	教授